

史料紹介：駿河国安倍郡中平村見城家文書：
江戸時代後期における安倍川流域の村・地域社会研
究のために

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-12-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 今村, 直樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00007996

史料紹介 駿河国安倍郡中平村見城家文書

——江戸時代後期における安倍川流域の村・地域社会研究のために——

今村直樹

はじめに

人文社会科学部社会科学歴史学コースの日本史学研究室では、一九八八年度から静岡市（現在は文化財課が所管）による「静岡市古文書調査事業」（以下、「調査事業」と略）の一環として、同市内に残されている古文書群を調査し、史料目録を作成して所蔵者に進呈し、古文書の意義と保存を喚起する事業を、継続的に行ってきた（学部生による調査成果の一部は、毎年秋の大学祭期間中に開催する、「古文書展」で発表している）。小稿で紹介する駿河国安倍郡中平村見城家文書（以下、「見城家文書」と略）は、二〇一三年度の調査事業で取り扱った史料群であり、その成果の一部は、すでに日本史学研究室の学部三年生が主体となって作成した、二〇一三年度の古文書展パンフレット¹でも公表されている。小稿では、見城家文書における、主に古文書展パンフレットでは未紹介の史料をいくつか項目別に取り上げて、今後の日本近世史研究や

歴史教育、あるいは防災研究のための一素材として提供してみたい。

見城家文書は、旧安倍郡中平村（現・静岡市葵区中平）の名主家に伝わった史料群であり、とりわけ江戸時代前期から明治前期にかけての中平村や百姓たちの生活実態、安倍川上中流域の地域社会の状況、また代官所と村社会の関係などを考える上で、大変豊かな情報を与えてくれる。これまでの研究では、『静岡市史』近世史料二（以下、『静岡市史』と略^②）で部分的に紹介されたことがあった。しかし、後述するように、『静岡市史』で紹介された史料は、見城家文書全体の史料群のほんの一部に過ぎない。そのため小稿では、主に筆者の専門分野である江戸時代後期の史料に重点を置き、今回の調査事業で新たに確認された史料の紹介と、若干の解説を加えることにしたい。

一 見城家文書の概要

前述のとおり、見城家文書とは、江戸時代の安倍郡中平村で名主職を歴任してきた見城家に伝来した史料群である。しかし、戦後の時期であろうか、研究者などに貸し出された際などに史料群は分割され、その後散逸してしまったという。分割された見城家文書に関しては、現時点で判明しているところでは、①見城秀誌氏所蔵分、②静岡大学所蔵分（人文社会科学部日本史学研究室）、③国学院大学所蔵分の三つの史料群の存在が知られる。小稿で取り上げるのは、二〇一三年度の調査事業で取り扱った、①と②の史料群である。今回の調査事業の結果、①は二五三点、②は約七五〇点存在することが判明した。今後、約六〇〇〜八〇〇点とされる③の史料群と併せて検討すれば、見城家文書の全容をほぼ復元することができるだろう。

二〇一三年度の調査事業では、①の史料目録の作成を重点的に行い、完成させることができた。^③①の全史料二五三点を、

表1 見城家文書
(見城秀誌氏所蔵)の構成

分類	点数
A (政治・行政・支配関係)	24
B (土地関係)	31
C (負担関係)	55
D (社会関係)	50
E (産業関係)	25
F (商業関係)	29
G (医療・災害関係)	9
H (建築・土木関係)	6
I (交通・通信関係)	1
J (教育・文化関係)	3
K (宗教・習俗関係)	6
M (家関係)	5
Y (典籍関係)	1
Z (雑)	8
計	253

その内容に基づき分類したものが、表1である。①で最も多いのはC分類(負担関係)の五五点で、それに続くのがD分類(社会関係)の五〇点、B分類(土地関係)の三一点である。

さて、『静岡市史』で紹介されている見城家文書は一八点である(表2を参照)。今回の調査事業の結果、これら一八点の史料は、すべて①の史料群のものであることが再確認できた。つまり、『静岡市史』で調査された見城家文書は、①の史料群に限定されていたのである。小稿では、②の史

表2 『静岡市史』掲載の見城家文書

番号	年月	西暦	表題(注1)	見城秀誌氏 所蔵分	静岡大作成 目録番号
1	辰8月		(中平村検地帳)	○	46
2	天和2年5月	1682	定	○	1
3	元禄12年4月	1699	請取申夫食御借米代金之事	○	214
4	享保6年10月	1721	覚	○	27
5	享保17年4月	1732	御救夫食拝借請取證文之事	○	215
6	元文4年正月	1739	乍恐書付を以奉願上候御事	○	216
7	寛保2年11月	1742	平野村差出シ明細帳	○	113
8	寛政2年6月	1790	寛政二戌年煎茶仕入并売払直段書付	○	169
9	寛政2年8月	1790	早損御届ケ書付	○	219
10	寛政6年3月	1794	差上申一札之事	○	7
11	寛政9年9月	1797	駒尾毒荏御見分御改帳	○	170
12	天保14年3月	1843	鉄炮御吟味書上帳	○	13
13	安政4年3月	1857	産物類売揚高取調書上帳	○	176
14	文久3年12月	1863	駿州安倍郡中平村明細差出帳	○	139
15	慶応元年12月	1865	産物凡出高取調書上帳	○	177
16			差上申一札之事	○	229
17	文化10年3月	1813	宗門人別御改村控牒	○	117
18	慶応4年2月	1868	宗門人別相改帳 下書	○	142

* 『静岡市史』近世史料二(静岡市役所、1975年)219~20ページより作成。

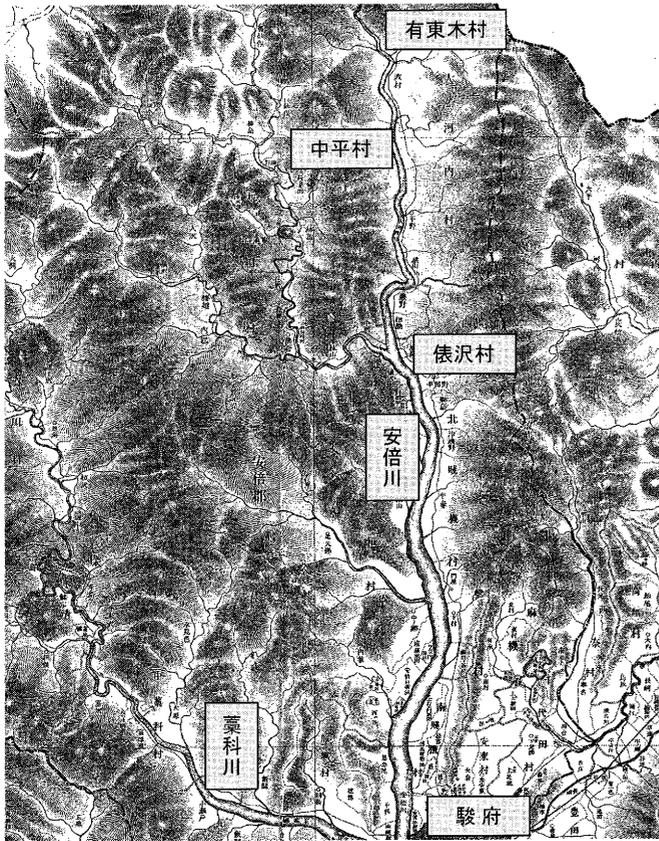
注1 表題は『静岡市史』の記載による。

料群からも多くの史料を紹介するが、これらは文字通りの新出史料である。

また、②の史料目録は未完成であるが、①と史料の形態面で比較してみると、①のほうが、状などの一紙文書で多くを占められている印象をもつ。ここから敷衍するに、かつて見城家文書に接した研究者たちが、より高い「史料的价值」をもつと判断した冊子類などを優先的に選別して分割した結果、①は比較的多くの一紙文書で構成されることになったのではなからうか。

この点を確認するためには、②と③の史料目録の完成を待たねばならないが、見城家文書がどのような経緯で、三つの史料群に分割されたのかについては、今後の研究で明らかにしなければならぬ課題の一つである。

さて、史料の紹介を行う前に、江戸時代の中平村と見城家について簡単に説明しておきたい。中平村は、安倍郡上流沿いの山間部に



地図 安倍郡中平村の位置

*『静岡県管内全図（復刻版）』（静岡県図書館協会、1979年）をもとに作成。

位置する(地図参照)。十七世紀前期には、駿府藩領↓幕府領↓駿府藩領など領主が頻繁に交替したが、寛永十年(一六三三)から幕末までは一貫して幕府領であり、駿府代官所の支配に属した。村高は江戸時代を通じて八石余であり、嘉永二年(一八四九)の「宗門人別改帳下書」(②静岡大学所蔵)によると、家数は一四軒、人口は六九人(男性三七人、女性三二人)であった。主要な産物は、茶・炭・真楮・杉材・三極などで、年貢は幕末まで金納であった。

その中平村の名主を、ほぼ江戸時代を通じて務めたと考えられるのが、見城家である。見城家の来歴については不明な点も多いが、今回の調査事業で確認された「見城視喜雄^{マユ}曆代(見城家歴代の法名・命日一覽)」(①見城秀誌氏所蔵・目録番号二四三。以下、「①見城氏所蔵・〇〇〇」とする)によると、最も古い時期の人物は明暦元年(一六五五)に没した「心甫紹雲居士」である。また、江戸時代における見城家の当主は、「庄左衛門」あるいは「庄蔵」を名乗っていることが多いが、①の史料群における「庄左衛門」の初見は、明暦四年である(①見城氏所蔵・一八六)。併せて考えるに、「心甫紹雲居士」とは、明暦四年の庄左衛門の前代の当主である可能性が高い。このことから、中平村における見城家の成立は、遅くとも十七世紀前期までたどることができよう。

二 史料紹介

本章では、①見城秀誌氏所蔵分と②静岡大学所蔵分の見城家文書のなかから、(一)村社会と百姓、(二)幕末の村入用帳、(三)郡中惣代と取締役、(四)安政大地震の被害、という四つの項目別に、いくつかの興味深い史料を紹介する。

なお、翻刻に際して、原史料にみえる漢字・異体字・合字等や変体仮名、誤字については、次のように改めた。

一、漢字・異体字等は、地名・人名などを除いて常用漢字に改めた。

二、変体仮名は現行の字体に改めたが、次のものはそのまま用いた。

江（へ）者（は）茂（も）而（て）之（の）

三、用語上で、明らかに誤字と思われる字は訂正したが、疑わしいものには（ママ）と右に注記した。
また、虫損・欠損文字は□とした。

（一）村社会と百姓

まずは、江戸時代の村社会と百姓の関係を考えるうえで興味深い史料を二点紹介してみたい。次の史料は、天明六年（一七八六）に中平村の伊右衛門という老年の百姓が、名主の庄蔵ほか村役人たちに提出した文書である。

【史料一】「一札之事（私儀一人者にて困窮につき畑地村方へ差出候）」（見城氏所蔵・一一五）

一札之事

一私儀一人者ニ罷成、尚又年罷寄渡世不罷成、至而困窮仕候、依之御年貢諸役等上納可仕手立一切無御座候間、私控

来候畑地 高九升壹合五夕

内五升四合七夕 前□引

残三升六合八夕

右之通、御村方御役人中江差出申候、可然御取はからい、御年貢諸役等御村方ニ而御上納可被下候、然上者右地所相渡し申所、仍而如件

中平村

天明六年午十一月廿五日

百姓 伊右衛門④

中平村

庄 藏殿

十兵衛殿

六郎兵衛殿

兵右衛門殿

家族に先立たれたのであろうか、「一人者」となった伊右衛門は、老年のため生計を立てられず、至って「困窮」しているという。彼は、もはや年貢や諸役などを上納する手段もないため、自身が所持する畑地のうち、以前から差し出していた分（「前□引」）を除く残りの土地も、村役人たちに差し出すので、今後は村方から年貢や諸役などを上納してほしい、と願っている。

この史料からは、家族を失い単身となった高齢者が、自身の財産を村役人たちに差し出すことで、代わりに年貢・諸役の負担を村社会に求めたこと、また当時の村社会がそうした高齢者の税負担の肩代わりを行いうる存在であったこと、などの事実が浮かび上がってくる。近年の日本近世史研究では、江戸時代の村社会による村内の生活困窮者への救済や、村外に出稼ぎにいった百姓の残された家族（高齢者・病身者・子ども）に対しても、支援を行っていた事実^⑤などが明らかにされている。本史料からは、江戸時代後期の安倍川流域でも、そのような村社会の本来の機能や包容力が存在していた事実を確認しうる。

一方、自身の生計に基づく生活が困難なため、村社会の全面的な扶助を受けることになった高齢者側は、どのような感情を抱いていたのであろうか。次の史料は、そうした高齢者の心情を垣間見せるものである。

【史料二】「乍恐以書付奉申上候（吉之助乱心につき、吉之助倅成長後に百姓相続願写）」（見城氏所蔵・一一六）

乍恐以書付奉申上候

一中平村百姓善左衛門悴吉之助乱心仕、

御役所様江懸込御願ニ罷出、不埒之義而已申上候処、村役人共被召出、御引渡被遊、善左衛門方江相渡、手当致置、他出為致申間敷旨被仰渡、引取罷婦、善左衛門江相渡申候処、養方等出来仕兼、跡取極ニ差支、村役人共右申上候処、善左衛門被召出、吉之助悴共養方并百姓相統可仕旨被仰渡候処、一体困窮者之処、殊ニ及老年農業等も出来不仕、渡世相成兼候ニ付、両人之者養も行届不申候間、所持之柴林山畑共村方江差出申候ニ付、右を以吉之助養方手當ニ致、朝夕食事番等も村方江願申度、吉之助悴義ハ親類共江相頼預申度、差出置候山畑等吉之助養方ニ余り候ハ、村方相談を以、吉之助悴成長之後、百姓相統出来致候様仕度旨相願、善左衛門義ハ手細工口も致渡世いたし、村方世話ニ相成申間敷旨申候ニ付、右之通取極申度奉存候、依之乍恐以書付奉申上候以上

享和元年酉十一月

中平村

百姓 善左衛門[㊦]

名主 庄藏

組頭 治郎兵衛[㊦]

百姓代 兵右衛門[㊦]

野田松三郎様

御役所

右之通御役所江差上申候ニ付、写控置、致印形申候以上

この史料は、享和元年（一八〇一）、中平村の百姓善左衛門と名主の庄蔵たち村役人が、駿府代官所に提出した願書の写しである。その内容は次のとおり。

善左衛門の息子である吉之助が「乱心」し、駿府代官所に駆け込んで「不埒」なことを上申したため、同村の村役人たちは代官所に召喚されることになり、吉之助を引き渡され、親元で厳しく管理するように命じられた。しかし、善左衛門は吉之助を養育することはできず、跡継ぎの決定にも支障が出た。その事情を村役人たちが上申したところ、善左衛門は代官所から召喚され、吉之助の息子（善左衛門の孫）の養育と彼への相続を命じられた。そこで、村役人たちが善左衛門に相談したところ、彼は次のように要望している。私自身は老年のため農業なども出来ずに困窮しているため、兩人（息子と孫）の養育を行うことは難しい。そこで、所持してきた山畑などを村方に差し出すので、それを吉之助の生活費にあてて、朝夕の食事なども村方で賄ってもらいたい。孫は親類に預けることにしたいが、もし山畑などが余った場合は、村方相談の上、孫の成長後に百姓を相続できるようにしてほしい。なお、善左衛門は、手細工などで自身の生計は立て、村方の世話にはならないと申している。以上のように取り決めたいと思うが、どうかお認めいただきたい。

ここから分かることは、「不祥事」を起こした息子の生活と、将来における孫の百姓相続の機会を、財産を差し出すことで村社会に委ねる一方、あくまで自身は村の扶助は受けないとする高齢者の心情である。木下光生氏は、自己責任によって生活できないことを恥辱と観念して、村社会や他人の施しを受けることを嫌う、あるいは居村から夜逃げする江戸時代の人びとの姿を描き出しているが、善左衛門もまた、そうした自己責任観にさいなまれていた可能性は高いだろう。

さらにもう一点、この史料で注目すべきは、駿府代官所に提出された願書の写しが村方で再度作成され、名主庄蔵以外の村役人や善左衛門本人の捺印が行われている事実である。【史料二】は、代官所への願書の提出後、村社会で明文化しておく必要性から、あらためて写しとして作成され、名主のもとで管理されるに至ったのである。

(二) 幕末の村入用帳

見城家文書における①見城秀誌氏所蔵分、②静岡大学所蔵分の史料群には、近世後期の中平村における村入用関係の帳簿が、数多く存在している。ここでは、嘉永七年(安政元年、一八五四)における村入用からの支出内容を示した、【史料三】「嘉永七年 当寅年中村入用明細控帳」を紹介したい。

この史料からは、村役人たちによる駿府(府中)への出張費、寺社による勸化や初穂料、警女や座頭たちの宿泊費、虚無僧への対処費などに支出が行われたことがわかる。こうした支出内容については、他の年代の村入用帳からも確認することができる。また、諸費用の合計から前年の繰り越し分を引いた一四貫七六一文を、村内の全一四軒に均等割りして、一軒あたり一貫五二文の負担としている(正確には三三文の不足が生じるが、これは名主の庄蔵が負担したのであろうか)。見城家文書に数多くの村入用帳が存在するなかで、この嘉永七年のものを取り上げたのには、二つの理由がある。第一に、とりわけ「郡中」関係の支出が多くみられること、第二に、この年の十一月に発生した安政東海地震に關係する支出が確認されるためである。

第一の点について。嘉永五年、駿府茶問屋再興の動きを受けて、茶産地である安倍川・葦科川流域の村々は惣代をたて、江戸茶問屋への直売を求めた訴訟を開始したことが知られている(いわゆる「嘉永茶一件」⁷⁾)。嘉永七年は、この茶一件の最中であつた。さらに、この時期には訴訟を起こした村々側の内部でも、郡中惣代である俵沢村喜兵衛に専横の振る舞いが多いとして、彼の解職を求めた安倍川流域の一七か村による訴願運動(郡中一件)⁸⁾が起こつていた。こうした動きを反映してか、【史料三】からは、「郡中一件」に關係した費用の負担や、喜兵衛解職運動の中心となつた横山村・蕨野村への出張、喜兵衛が不正を行つたとされる「郡要粉一件」關係の費用などが確認される。なお、【史料三—①】は、【史料三】に紙縫りとして括り付けられていたもので、名主庄蔵が蕨村に七月八日出張した際、「郡中一件入用割合」として支払つた

二七四文の領収書である。

第二の点について。日付は記載されていないが、【史料三】の後半部には、安政東海地震後の村役人たちの対応を示す記述がいくつかみられる。地震後、名主の庄蔵たちは村内を回って被害状況を確認したと推測され、その際の「茶代」や「酒手」（心付け）や、被災民への見舞金なども記されている。なお、安政東海地震の概要は、(四)の項目で後述したい。

【史料三】「嘉永七年 当寅年中村入用明細控帳」（静岡大学日本史学研究室所蔵。以下、「静大所蔵」と略）

（表紙）

「 嘉永七年

当寅年中村入用明細控帳

（横）

中平村

寅正月吉日

名主庄蔵

」

正月九日
一 五百四十八文

園恩二村名代勘兵衛殿出府入用

同十一日
一 貳百文

ごせ式人とまり

同十三日
一 貳百文

ごせ式人とまり

同廿八日
一 百文

横田多ひす壺人とまり

二月十八日
一 百文

富士神主五ヶ年勸化

同廿八日
一 百四十文

宗門寺印頼入酒手

一八十八文

地震ニ付庄藏・勘兵衛兩人酒手

一八百四十卷文

大地震ニ付届ケ諸入用其外見舞入用

一四十八文

地震ニ付横山出会茶代

一十八文

同断酒手割合

一百四十八文

年中とうめう油代

一五百文

年中紙筆代

一五百文

年末

一卷貫文

勘定入用

一金卷分

宗門帳仕立共

一百五十文

地震ニ付左束式状

ノ拾四貫九百三十卷文

此内百六十六文

去丑年分引

式ノ拾四貫七百六十卷文

拾四軒ニ割付、卷軒ニ付卷貫五十式文

(中略)

一金貳朱

寅夏成御年貢

一永七拾三文三分 代錢

丑郡中入用

一永四十三文五分 代錢

去丑川々国役金

一金貳朱

寅初納

一百文九分

茶一件落合村江出会

【史料三一①】「覚（郡中一件につき村々出府費用請取）」（静大所蔵）

覚

① 一式百七十四文

右者郡中惣代喜兵衛一件二付、村々出府雑用三十六ヶ村割合、健②請取申候以上

寅七月八日

横山村

源兵衛②

中平村

庄蔵様

（三）郡中惣代と取締役

一九八〇年代以降の日本近世史研究では、村をこえた広域的な地域社会の運営主体として、江戸時代中後期の非領国地域における郡中惣代や惣代庄屋、あるいは藩領地域における大庄屋などの性格に、大きな注目が集められている。中平村が存在する駿河国は典型的な非領国地域であり、かねてより郡中惣代の存在も指摘されてきた^③。しかし、史料的な制約も

あり、駿河国における郡中惣代の実態や活動については、ほとんど明らかにされていないのが現状である。次の【史料四】は、前記した二〇一三年度の「古文書展パンフレット」でも紹介されているが、安倍郡での郡中惣代の活動の一端を示す貴重な史料であり、再度紹介したい。

【史料四】「覚（郡中惣代による勸化取り締まり）」（静大所蔵）

覚

近来諸国山々配札勸化之類、追々相聴迷惑ニ及び、一統難渋ニ付、累年配札巡行之外者相断、継立不仕取極

遠州	秋葉山	同	白山二諦坊	紀州	熊野
尾州	津嶋	相州	大山	甲州	御嶽山
三州	豊川	当國	八幡	紀州	高野山
当國	富士山	同	旭稻荷	尾州	熱田
下総	鹿島	當國	高根山		

右之外御免勸化者別段之事、其余配札勸化座頭ニ至迄、一切相断申候、此度相談之上奉願上候上者、以来取極違乱仕間敷事

嘉永四年亥六月

郡中惣代印

近年、諸国山々の札を配って金品を求める勸化などが増え、村々は



写真 史料4 「覚（郡中惣代による勸化取り締まり）」

迷惑・難渋しているため、長年にわたる配札巡行者以外は排除し、彼ら以外は村落間での継ぎ立ても行わないという、郡中惣代による取り決めである。これは、安倍郡における「郡中議定」といえよう。この史料では、遠州の秋葉山ほか一三の寺社名が列挙されているが、これらの寺社と幕府からの公式許可を得た勸化（「御免勸化」）に関しては、受け入れの対象となっている。しかし、それ以外の配札勸化や、同じく廻在者である座頭（盲人）に関しては、「一切」排除することが厳しく取り決められている。

すでに、江戸時代中後期の郡中議定をめぐっては、畿内・出羽村山郡、また遠州地方で多くの研究成果があり、いずれも勸化や座頭などの廻在者を、強く排除する動きを行った事実が明らかになっている。^⑩【史料四】もまた、そうした動向を示す一史料であるが、注目すべきは、受け入れの対象とする具体的な寺社に関して、郡中（地域社会）の独自裁量で設定している事実である。ここに挙げられているのは、あくまで幕府による御免勸化以外の寺社である。^⑪この点からは、当期の郡中惣代の活動のみならず、安倍郡という地域社会における寺社の信仰圏を議論することも可能になろう。

もう一点、この史料で注目すべきは、作成主体である郡中惣代の署名の後に、「郡中惣代」の印が押されている事実である（写真参照）。郡中惣代の印に関しては、すでに嘉永年間の撰津・河内二か国のものが知られているが、^⑫これまで東海地域における存在は確認されておらず、非常に貴重である。前述のとおり、駿河の郡中惣代については今後明らかにすべき課題が山積しているが、【史料四】からは郡中惣代が法的主体性を備えていること、また決して臨時的な存在ではなく、恒常的な地域社会の管理主体として存立していた可能性が高いことが指摘できよう。

次に紹介したいのが、幕末の安倍郡における「取締役」の存在を示す史料である。

【史料五】「議定之事（長州浪人取り締まりにつき）」（静大所蔵）

議定之事

長州附屬之浪人共散乱致候ニ付、被仰出之趣茂有之、東海道筋其外御閑所川々、御取締嚴重ニ相成候ニ而者、自然右
之もの共当国方甲州路江立入、又者渡海等可致茂難計間、御取締嚴重相立候様、其御筋御達之趣ヲ以、此程被 仰渡
之趣茂御座候所、今般御出役御廻村之上、我等村々組合相立、横山村名主源兵衛殿・平野村名主久左衛門殿取締役被
仰付候ニ付而者、弥被 仰渡之趣堅相守、繁々見廻リ心附、若胡乱之もの徘徊罷在候を見留候ハ、速ニ取締之衆江
申通、組合村々江者相図いたし可申、其節者即刻不残得物用意、役人共指揃罷出、取締役之衆江差図請、精力を尽、
差押方取計、勿論如何之風聞等及承り候而茂、互ニ申通合、取締役之衆江注進可致様、若亦胡乱之者徘徊致、相図有
之候而茂、人数指出方無謂遲ニおよび、又ハ不参候儀も候ハ、其節ハ一同方何様御役所江申立ニ相成候而も、互ニ
一言之儀決而申間敷候、為後証議定仍如件

〔マ〕
元次元年

子七月

駿州安倍郡

俵沢村

名主 次郎兵衛

俵峯村

名主 七郎左衛門

油嶋村

名主 佐右衛門

中沢村

名主 九右衛門

相沢村

名主 五兵衛

蕨野村

名主 角兵衛

中平村

名主 庄藏

渡村

名主 六郎左衛門

有東木村

名主 五左衛門

入嶋村

名主 孫左衛門

梅ヶ嶋村

名主 儀兵衛

前書之通り被致議定候趣承知致候、然上者拙者共ニおゐても右議定趣御心得精々心付、若違変之義も有之節ハ申通有之次第速ニ出張、夫々指押可致候、仍而奥印致置候、以上

取締役

横山村

名主 源兵衛

平野村

名主 久左衛門

前書之通り今般村々取締役之義被仰渡、辺々承知仕、御差図次第不限昼夜ニ罷出相勤可申候、若違宵仕、指図之節遅
參致候者有之候ハ、何様之義可被 仰付候共不苦候、為其村中連印仕候処、仍而如件

安倍郡

中平村

源兵衛印

佐平印

与右衛門印

兵四郎印

伝六印

太吉印

久左衛門印

権次郎印

徳藏印

小重郎印

五人組 六郎兵衛印

同断 次郎兵衛印

元次元年

子七月

これは、元治元年（一八六四）七月十九日に京都で起こった禁門の変後、戦いに敗れた長州藩関係の浪人たちが各地に四散することを警戒して、組合村と取締役を設置し、浪人たちの取り締まりを行うことを安倍郡で規定したものである。実はこの史料に関しては、同じ時期に同じ内容で、遠江国佐野郡・城東郡・榛原郡（中泉代官所支配）で作成されたものが、『静岡県史』史料編12で紹介されている。^⑬つまり、『史料五』は禁門の変の発生を受けて、浪人たちの逃亡を警戒した駿遠の幕府代官所が、廻村して指示を行った結果、各地で組合村と取締役が設置されることになり、それに対する連印が各村単位でとられたものと考えられる。取締役に任命された横山村の名主源兵衛は、前述した嘉永年間（一八四八〜五四）の俵沢村喜兵衛に対する不正追及運動でも、安倍郡一七か村の惣代役を務めており、当該期の地域社会の有力者であった。幕領における取締役を扱った研究は、久留島浩・山崎善弘など多くの成果が存在するが、ここでは幕末の信濃における取締役設置を論じた山崎圭の成果が参考になる。^⑭山崎は、文久三年（一八六三）の信濃国御影代官所支配の村々で、天誅組・生野の変など上方での事変を受けて、陣屋の警備や治安維持のために郡中取締役が設置され、地域の豪農が任命された事実を明らかにしている。これは、駿遠地域における取締役設置の経緯と近いものといえる。

また、『史料五』では、禁門の変から二週間も経たないうちに、駿遠各地で取締役の設置に向けた動きが、代官所主導で展開されていることも興味深い。激動する幕末の政治変動と地域社会との関係を示す史料だといえよう。

(四) 安政大地震の被害

最後に紹介するのは、嘉永七年（安政元年、一八五四）十一月四日に発生した安政東海地震が、中平村にもたらした被害について書き上げた史料である。正確に述べると、この史料には安政東海地震によって村内で崩落した地名と面積が、詳細に記されている。

安政東海地震の概要とその被害について、『静岡県史』別編二自然災害誌をもとに略述しておこう。安政東海地震は、遠州灘の御前崎沖、南海トラフに沿うプレート境界を震源とした、M8.4と推定されている巨大地震であり、駿遠地域ではとくに沼津から天竜川河口にかけて沿岸部一帯に大きな被害を及ぼした。また、遠州灘沿岸には、大きな津波被害もたらしている。

この地震の震度では、駿遠地域の平野部のみならず、山地でも震度六が分布しており、ここでは土石流や山崩れなどの被害をもたらした。中平村の震度は六く七と推測され、安倍川流域では大規模な山崩れが発生した。同流域では、地震の翌月に三六か村の名主が会合し、一〇〇か所以上の山崩れ被害を幕府に提出している。

ここに紹介する【史料六】「安政元年 大地震ニ付崩所書上帳」は、地震の翌月に名主庄蔵たち村役人によって作成されたものである。宛先は記されていないが、前述した安倍川流域三六か村の被害調査の一部として行われ、最終的には幕府（駿府代官所）への提出を意図したものと考えられる。【史料六】では、まず中平村における畑地の被害面積が、つづいて山地における焼畑や山林など崩落場所・面積が記載されている。山地の崩落場所は、実に一〇六か所に及ぶ。

こうしたかつての崩落場所は、今後大地震などが発生した場合、再び崩壊する危険性を有している。静岡県を含む東海地域は、すでに安政東海地震から一五〇年以上を経過し、近年では「南海トラフ巨大地震」発生のおそれも指摘されている。二〇一二年三月十一日の東日本大震災を受けて、地域的な防災対策の必要性が叫ばれている現在、かつての大地震による

被害と復興状況を詳細に跡づけて、その具体的な対策に役立てていく作業もいっそう重要性を増していよう。そのような観点から、本史料が今後活用されることがあれば望外の喜びである。

【史料六】「安政元年 大地震ニ付崩所書上帳」(静大所蔵)

(表紙)

「 安政元年

大地震ニ付崩所書上帳 (縦)

寅十二月 中平村 「

一 上畑四畝廿六歩 所々之痛所

一 中畑壹畝廿式歩 右同断

一 下畑拾六歩 右同断

反別合七畝四歩

一 字おるの嶋山焼畑 凡 竖拾五間 欠崩
横八間

一〇同所上焼畑 凡 竖五拾間 右同断
横三十間

一〇同所横焼畑 凡 竖百間 右同断
横十五間

- 一〇同所横烧畑 凡 竖式百間 横五十間 右同断
- 一 同所奥烧畑 凡 竖三十間 横十五間 右同断
- 一〇字大わらし山 凡 竖十五丁 横十丁 右同断
- 一 字榎市わらし山作場 凡 竖三十間 横式十間 右同断
- 一 同所横雑木山 凡 竖七間 横十四間 右同断
- 一 同所横雑木山 凡 竖十五間 横五間 右同断
- 一 同所横雑木山 凡 竖八間 横拾間 右同断
- 一 同所横雑木山 凡 竖十間 横八間 右同断
- 一〇同所上雑木山 凡 竖百八十間 横六十間 右同断
- 一 字金山下雑木山 凡 竖拾三間 横十五間 右同断
- 一 同所横雑木山 凡 竖十六間 横十式間 右同断
- 一〇同所横雑木山 凡 竖式十間 横廿五間 右同断
- 一 字奥村下雑木山 凡 竖式拾間 横六間 右同断
- 一〇字だき岩雑木山 凡 竖百間 横廿五間 右同断
- 一〇同所横雑木山 凡 竖三十五間 横三十間 右同断
- 一 字なぎかうつ烧畑 凡 竖三間 横五間 右同断
- 一 同所横烧畑 凡 竖八間 横三間 右同断
- 一〇字沢野烧畑 凡 竖八十間 横七十間 右同断

- 一〇字作り平山焼畑 凡 横五百間 右同断
- 一字中道山作場 凡 横八十間 右同断
- 一〇同所上焼畑 凡 横六十間 右同断
- 凡 横五十間 右同断
- 一〇字仏山雑木山 凡 横三百間 右同断
- 凡 横四十間 右同断
- 一 同所奥雑木山 凡 横三十間 右同断
- 凡 横五十間 右同断
- 一字まな板くら焼畑 凡 横十間 右同断
- 凡 横六十間 右同断
- 一 同所上焼畑 凡 横廿四間 右同断
- 凡 横廿四間 右同断
- 一字赤ばさぎ焼畑 凡 横廿四間 右同断
- 凡 横廿四間 右同断
- 一〇字上ばらま雑木山 凡 横百間 右同断
- 凡 横廿四間 右同断
- 一字下ばらま雑木山 凡 横五十間 右同断
- 凡 横三十間 右同断
- 一〇同所下焼畑 凡 横三十間 右同断
- 凡 横三十間 右同断
- 一 同所下焼畑 凡 横八間 右同断
- 凡 横八間 右同断
- 一字また地山雑木林 凡 横八間 右同断
- 凡 横八間 右同断
- 一字くらがり沢雑木林 凡 横五間 右同断
- 凡 横五間 右同断
- 一 同所上雑木林 凡 横五十間 右同断
- 凡 横五十間 右同断
- 一字日影雑木林 凡 横三十間 右同断
- 凡 横三十間 右同断
- 一〇同所奥雑木林 凡 横百五十間 右同断
- 凡 横二十間 右同断
- 一字つが山 凡 横六十間 右同断
- 凡 横四十間 右同断

- 一〇同所奥
凡 横三十間 右同断
- 一 同所上
凡 横八十間 右同断
- 一 同所横
凡 横八十間 右同断
- 一 同所奥
凡 横三十間 右同断
- 一〇字六郎石雜木林
凡 横六十間 右同断
- 一〇同所奥雜木林
凡 横五十間 右同断
- 一 字隠ぞうり焼畑
凡 横十間 右同断
- 一 字ぜうげん沢焼畑
凡 横百廿間 右同断
- 一 同所横焼畑
凡 横十間 右同断
- 一〇字うるしの久保焼畑
凡 横八十間 右同断
- 一 同所横雜木山
凡 横二百五十間 右同断
- 一 同所横雜木山
凡 横二十間 右同断
- 一 同所横雜木山
凡 横二百五十間 右同断
- 一 字長畑ヶ焼畑
凡 横八間 右同断
- 一 同所横焼畑
凡 横十間 右同断
- 一 同所横焼畑
凡 横四間 右同断
- 一 同所横焼畑
凡 横十間 右同断
- 一 同所横焼畑
凡 横五間 右同断
- 一 同所横焼畑
凡 横十五間 右同断
- 一 同所横焼畑
凡 横十八間 右同断
- 一 同所横焼畑
凡 横五十八間 右同断
- 一 字立岩焼畑
凡 横三十間 右同断

- 一 同所横烧畑 凡 横 八十間 右同断
- 一 同所横作場 凡 横 三十間 右同断
- 一 同所横杉小森 凡 横 三十間 右同断
- 一 同所上杉小森 凡 横 十間 右同断
- 一〇 同所下烧畑 凡 横 五十間 右同断
- 一〇 同所横烧畑 凡 横 六十間 右同断
- 一 字出方烧畑 凡 横 十間 右同断
- 一 字日影代烧畑 凡 横 四十間 右同断
- 一 同所奥烧畑 凡 横 十間 右同断
- 一 同所奥烧畑 凡 横 八十間 右同断
- 一 字中瀬山烧畑 凡 横 五十間 右同断
- 一 字甚三郎坂烧畑 凡 横 三十間 右同断
- 一 同所奥烧畑 凡 横 十間 右同断
- 一 同所奥烧畑 凡 横 廿間 右同断
- 一 字といばあらし烧畑 凡 横 五十間 右同断
- 一 字巻枚ざうり烧畑 凡 横 百間 右同断
- 一〇 字新左衛門小屋場烧畑 凡 横 百間 右同断
- 一 字がに五郎山烧畑 凡 横 三十間 右同断
- 一〇 字小助代山烧畑 凡 横 三十間 右同断
- 一 同所下烧畑 凡 横 五十間 右同断

- 一〇同所横焼畑 凡 竖百五十間 横三百間 右同断
- 一〇字長者屋敷焼畑 凡 竖百間 横四百間 右同断
- 一字紅葉畑ヶ作場 凡 竖百間 横八十間 右同断
- 一〇字いの沢山焼畑 凡 竖六十間 横六十間 右同断
- 一 同所上焼畑 凡 竖六十間 横七十間 右同断
- 一字朴□ばね作場 凡 竖六十間 横十五間 右同断
- 一 同所横作場 凡 竖八十間 横廿間 右同断
- 一〇字うしろ山焼畑 凡 竖百間 横百間 右同断
- 一字粟よせ山作場 凡 竖百廿間 横三十間 右同断
- 一 同所横焼畑 凡 竖百五十間 横二十間 右同断
- 一〇同所横作場 凡 竖三百間 横三十間 右同断
- 一 同所横焼畑 凡 竖五十間 横十五間 右同断
- 一字伐りどふし焼畑 凡 竖百間 横廿五間 右同断
- 右山崩所合百六ヶ所

右者今般大地震ニ而、山林焼畑場共欠崩所取調申候所、書面之通相違無御座候以上

安政元年 寅十二月

駿州安部郡

中平村

名主 庄 蔵[㊤]組頭 弥五左衛門[㊤]百姓代 勘兵衛[㊤]

むすびにかえて

以上、簡略ではあるが、①見城秀誌氏所蔵分ならびに②静岡大学所蔵分の見城家文書の数点について、史料紹介と解説を行った。見城家文書に関しては、これから②の史料群の目録を完成させるとともに、併せて③国学院大学所蔵分を調査・研究していく必要がある。こうした作業の末に、江戸時代の中平村や安倍川流域の地域社会、そこに住んだ人びとの様相は、よりはっきりとその像を私たちの前に現してくれるであろう。

注一覧

- (1) 『第42回古文書展 駿河国中平村における産業と茶一件』(静岡大学人文社会科学部日本史学研究室、二〇一三年)。
- (2) 静岡市役所、一九七五年。
- (3) 見城秀誌氏所蔵分の史料目録は、静岡大学人文社会科学部日本史学研究室で閲覧可能である。

- (4) 例えば、渡辺尚志『百姓の力』（柏書房、二〇〇八年）など。
- (5) 平野哲也「江戸時代村社会の存立構造」（御茶の水書房、二〇〇四年）四三二～三四ページ。平野の成果がもつ研究史的意義については、木下光生「村の『貧困』『貧農』と日本近世史研究」（『奈良史学』二九、二〇一一年）を参照。
- (6) 木下光生「没落と敗者復活の社会史」（『世界人権問題研究センター編』『救済の社会史』同センター、二〇一一年）。
- (7) 宮本勉「駿遠茶一件の歴史的特質」（本多隆成編『近世静岡の研究』清文堂、一九九一年）。
- (8) 新井正「梅ヶ島郷土誌」（硯水泉、一九九〇）一〇二～一〇四ページ。
- (9) 前掲宮本論文など。
- (10) 藪田貫『国訃と百姓—揆の研究』（校倉書房、一九九二年）、青木美智男『近世非領国地域の民衆運動と郡中議定』（ゆまに書房、二〇〇四年）、大塚英二「郡中議定になぜ注目するのか」（青木美智男・保坂智編『新視点日本の歴史 第五卷近世編』新人物往来社、一九九三年）。
- (11) 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』第二巻（岩波書店、一九九二年）で確認したところ、【史料四】に記載された寺社は、いずれも当該期の御免勸化とは別個のものであった。
- (12) 久留島浩「中間支配機構」を「社会的権力論」で読み直す（久留島・吉田伸之編『近世の社会的権力』山川出版社、一九九六年）二八九ページ。
- (13) 『静岡県史』史料編12近世四（静岡県、一九九五年）二五二～五四ページ。
- (14) 山崎圭「郡中取締役の成立と幕末維新期の地域社会」（同『近世幕領地域社会の研究』校倉書房、二〇〇五年。初出は二〇〇〇年）。
- (15) 静岡県、一九九六年。

【付記】見城家文書の閲覧に際して、所蔵者の見城秀誌氏には格別のご配慮をいただいた。また、本稿の作成に際して、湯

之上隆氏と静岡市文化財課の岡村龍男氏には貴重なご教示を多くいただいた。末筆ながら、記して御礼申し上げる。

なお、本稿は二〇一三年度の日本学術振興会科学研究費補助金（若手研究B）による成果の一部である。